

目的 第1報では住居管理における住民参加について述べたが、本報告ではその具体的な展開と、イギリスの住宅政策における住民参加の位置づけを明らかにする。

方法 関連機関へのインタビュー及び資料収集による。

結果 1. 住民参加の展開：住民参加が積極的に展開されている分野を整理すると次の3つに分けられる。①地方自治体の住居サービス部門の諸決定における公営住宅管理への参加、特に“分権”システムにおける住民参加、②中央政府の公営住宅改善事業（優先団地改善事業，略称PEP）における住民参加、③非営利住宅（住宅協会、コーポラティブ住宅）における住民参加。公営住宅の居住者が自主的な管理を行うためのマネジメントコーポラティブは通常コーポラティブ住宅に分類されるが、①②で実施されている。2. 住民参加支援組織：現在環境省、住宅金融公庫等から住民参加を支援するボランティア組織に補助金が出ており活動は活発である。活動内容は、自治会等への直接支援の他、訓練や教育、コンサルタント、情報サービス、出版、セミナーや会議の開催、国や自治体へのロビー活動等である。伝統的な支援組織、シェルターや住居管理協会（IoH）の他、住民参加助言サービスTPAS（イングランド：1990/91収入の55%が補助金）と優先団地改善事業会社PEP Ltd.（1990収入の92%が環境省等の補助金）がある。3. 住居管理における住民参加の位置：60年代後半から自覚されるようになってきた居住者の住居に関する権利の拡大がより直接的な管理の決定への参加を実現させていった側面と、79年以降の保守政権による居住者の自力自助による住宅問題の解決方法の側面が結びついて展開されたものである。